

令和7年1月30日

火災特別警戒実施について

今年に入り火災が8件発生し、死者が3名（すべて65歳以上の高齢者）、負傷者が3名という多くの被害が報告されております。よって津山圏域消防組合は火災特別警戒を実施します。住民の皆様は今一度火気の取り扱い、火の元点検をお願いします。

また、万が一火災が発生した場合、いち早く火災を知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。死者数の9割以上が高齢者（放火自殺者等を除く）であり、さらに住宅用火災警報器が未設置でした。逃げ遅れを防ぐためにも住宅用火災警報器の設置をお願いします。

さらに野焼きからの火災にも注意が必要です。火を取り扱う場合には必ず事前に最寄りの消防署に届出と水バケツなどの消火準備をお願いします。

問い合わせ先

津山圏域消防組合消防本部予防課

電話 0868-31-1251

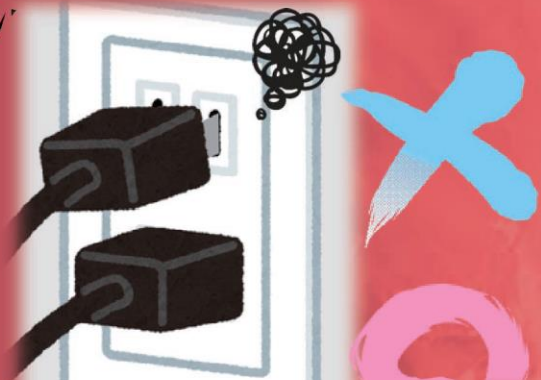
火災多発警報発令！！

命が失われていきます

住宅火災により死者が多発しています。
今一度、ご自宅をチェックしていただき、悲惨な未来を変えましょう！

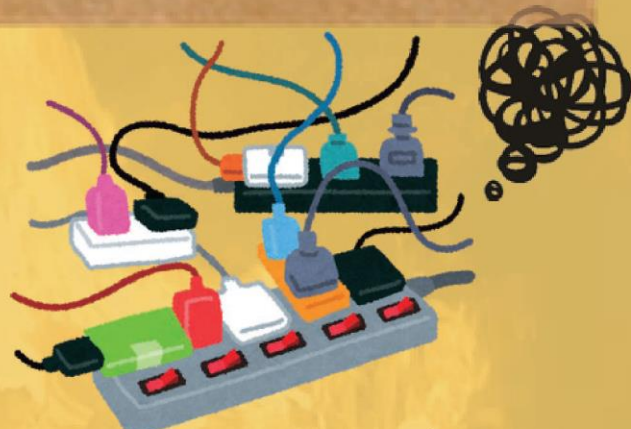
注意 これはダメ！！～住宅編～

中途半端な挿し方×



奥までしっかり！
ホコリや水分が溜まると危険！

延長コードの使い過ぎ×



そこまで必要！？
熱がこもって出火危険！

住宅用火災警報器がちゃんと設置できていない×



寝る部屋が1階以外
にあるなら設置！



寝る部屋には設置！



キッチンはおすすめ！



- ・住警器は電池式だからコンセント不要
- ・自分で取り付けOK
- ・ホームセンターでも購入可能

ハッキリ言わせて!

その
野
のやき
おえんぞ!?
焼
き

✓ ● 風は強くないですか？

木々の葉が揺れていると、燃え広がることは想像に難くないですね。
行為日を改める英断をお願いします。

✓ ● 消火の準備はできていますか？

必ず水などの準備をしましょう。燃え広がると熊手や脚では消えません。
消防署でジェットシューター（消火用具）のレンタルをしています。
また、完全に消火するまでその場から決して離れないようお願いします。

✓ ● 消防署への届出は済んでいますか？

着火前には必ず消防署へ「届出」をしましょう。
最寄りの消防署へ、用紙1枚を記入して提出するだけです。



届出は津山消防ホームページ
からダウンロードできます。

津山圏域消防組合

廃棄物の野外焼却は法で禁止されています

個人：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（または併科）

※未遂または焼却禁止の例外であっても罰せられることがあります。